解散公告（第一回）

当基金は平成二十五年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一九番九号

全国商品取引業厚生年金基金

代表清算人　二家　勝明

解散公告（第一回）

当財団法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岐阜県中津川市かやの木町二番一号

財団法人なかつがわふれあい公社

代表清算人　大井　久司

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

滋賀県栗東市安養寺八丁目二番一三号

農事組合法人栗東マッシュルーム生産組合

清算人　山本　豊一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

京都市左京区下鴨半木町一番地の五　京都府立大学内

財団法人京都府立大学学術振興会

清算人　渡辺信一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

大阪府和泉市府中町二丁目七番五号

財団法人和泉市産業・観光振興会

清算人　飯坂　俊明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の総会の決議により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岡山市北区南方二丁目一三番一号

社団法人岡山県知的障害者福祉協会

代表清算人　安井　直人

解散公告（第一回）

当法人は存続期間満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

徳島県海部郡海陽町鞆浦字立岩五〇番地一二

財団法人二葉保育園

代表清算人　三浦　茂貴

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

長崎市宝栄町三番一五号

財団法人長崎県友愛会館

代表清算人　山下　金守

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

鹿児島市与次郎二丁目八番八号

財団法人鹿児島県市町村職員厚生会

代表清算人　日髙　政勝

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年二月十四日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

宮城県宮城郡松島町高城字元釜家二番地四

松島町東磯崎土地区画整理組合

清算人代表　林　裕志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

東京都新宿区富久町一六番五号

財団法人日本システム開発研究所

代表清算人　相沢　英之

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

東京都品川区上大崎二丁目一一番三号パインハイツ目黒三〇二号室

財団法人史料調査会

代表清算人　田尻　正司

解散公告（第二回）

当法人は存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

神奈川県川崎市高津区久本三丁目六番二二号

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会

清算人　並木　隆

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

山梨県富士吉田市上吉田二二七七―三

財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター

代表清算人　前田　重夫

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

山梨県南巨摩郡身延町大字下山字藤塚一五七八番地

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

清算人　望月　仁司

解散公告（第二回）

当組合は、総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九八一七番地

坪山生産森林組合

清算人　吉越　基博

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

岐阜県瑞浪市明世町山野内一番地の一三

財団法人瑞浪市施設公社

代表清算人　勝　康弘